

迷走する集団的自衛権

2014. 06 @東京

柳澤協二

「15事例」のおかしさ

- ◆目的は、立法事実の確認
- ①そのような想定が成り立つか
- ②政府の方針はどうあるべきか
- ③法律上の不足があるのか
- ④それは、憲法解釈の変更なしに不可能か
という順序で議論されるべき
- ◆与党協議では、一部を除き、その議論がない

1

事例3 平時のミサイル観測中の米艦防護(攻撃の意図が不明な場合)

【蓋然性の問題】

- * 航空機や船舶、対艦ミサイルによる攻撃であれば、攻撃の意図は明白
- …弾道ミサイルの落下を想定
- * 移動目標である米艦へのミサイル攻撃は不可能
- * 新型イージス艦は、航空機も同時に対処可能

【政策の問題】

- * 日本船舶の航行に危険な落下物への対処として、「ミサイル破壊措置命令(警察権)」の拡大で対処可能

4

事例1 離島への武装勢力の上陸

【蓋然性の問題】

- * 訓練をしている自衛艦が、こうした事態に遭遇するのか？

【政策の問題】

- * 治安出動(90条3項の危害射撃可能)がある
- * 相手の武装の程度が分からなければ出動できない…情報分析・出動準備～現場到着までの間に閣議決定可能
- * 現場の判断で攻撃してよいか？

2

参考 領海内で潜没航行する潜水艦

【蓋然性の問題】

- * 潜水艦が発見されてなお領海内に留まることは自殺行為

【政策の問題】

- * 04年11月の領海侵犯を踏まえて改善
- * 発音弾・アクティブ・ソーナで対応
- * 徘徊しているだけで、相手に危害を加えることは不可能

5

事例2 武装集団の民間船への攻撃

【蓋然性の問題】

- * 過去に日本近海で発生した事案があるか？
- * 訓練中の自衛艦が発見する可能性は？
- * 洋上において、武装勢力の認定は？
- * 通常の武装勢力であれば、軍艦を見たら逃げる

【政策の問題】

- * 海賊行為への対処は可能…海賊対処法改正
- * 従来は、自衛艦が間に割って入り、相手が攻撃すれば武器等防護により応戦すると想定

3

事例4 多国籍軍への後方支援

【蓋然性の問題】

- * 拠点輸送、補給、医療を戦闘現場で行うことはない

【政策の問題】

- * 戦闘現場に進出すれば、戦闘行為への参加と同じ…攻撃対象となる
- * 途中でやめられない

6

事例5 駆けつけ警護

【蓋然性の問題】

- * 自国部隊による防護は原則不可
- * 治安悪化時、非武装の文民は活動しない
- 【政策の問題】
- * 他国軍隊の警護…大規模な部隊・装備が必要
- * 治安を担う歩兵部隊は、主として途上国の役割
- * 武装勢力と敵対…自衛隊に犠牲者、日本人がテロの対象になるおそれ

7

事例8 邦人輸送中の米輸送艦の防護

【蓋然性の問題】

- * 97年ガイドライン…NEOはそれぞれの責任
- * 対馬海峡など日本近海まで進出する北朝鮮の脅威は、どのようなものか？

【政策の問題】

- * 韓半島有事における政府の邦人避難の方針
- * 経路の安全が確保されなくとも輸送するのか？
- * 邦人を守る法制なら、個別的自衛権の問題

10

事例6 輸送経路の妨害排除 (任務遂行のための武器使用)

【蓋然性の問題】

- * 妨害が予想されるなら、負傷者の緊急輸送には、ヘリを使うのが常識

【政策の問題】

- * ヘリや装甲車があれば、他の任務にも転用可能だが、どこまで応じるか
- * 「任務」によって際限なく拡大
- * 武装勢力との戦闘に伴うリスク

8

事例9 近隣有事における公海上の米艦防護

【蓋然性の問題】

- * 洋上補給は、敵に攻撃されない地点で行う
- * 戰闘地域を突破して米艦を攻撃する能力(航空基地、軍港、C4ISRは優先的に無力化)

【政策の問題】

- * 周辺事態法は、我が国への武力攻撃に至ることを防ぐことを目的としている。米艦護衛は武力攻撃を誘発し、日本が攻撃対象となる

11

事例7 他国領域における邦人救出

【蓋然性の問題】

- * 過去の事例は、特殊部隊が航空機・ヘリによって救出
- * 現地政府でなく、自衛隊が武器を使って救出すべきケースはどのような場合か？

【政策の問題】

- * 邦人に犠牲が出る可能性を排除できるのか？
- * 自衛隊が救出する場合、どのような部隊規模、装備が必要か？

9

事例10 強制的な船舶検査

【蓋然性の問題】

- * 米軍の戦闘区域に入る船舶は撃沈される
- * 武器・武器部品の供給国は中国・ロシア

【政策の問題】

- * 中国・ロシアからの搬入をどのように防ぐのか？
 - * 中国・ロシアの対応を考慮すれば、国連制裁決議として行うのでなければ実効性がない。
- (船籍国=国連加盟国は検査の受容義務)

12

事例11 我が国上空を越えて 米国に向かうミサイルの迎撃

【蓋然性の問題】

- * 在日米軍を同時に攻撃するはず…日本有事
- * アメリカの方が多数のイージス艦を保有

【政策の問題】

- * 「日本が攻撃されかねない状況」であれば、日本のイージス艦の役割は、日本防衛
- * 「日本が攻撃されかねない状況」でグアムが攻撃されれば、日本有事の始まり

13

事例14 國際的機雷除去への参加 事例15 民間船舶の國際共同護衛

【蓋然性の問題】

- * イランの核開発をめぐる協議が進展…緊急性はない
- * 機雷封鎖は、イランの石油輸出に痛手
- * 自己防護能力がない掃海艇

【政策の問題】

- * 日本関係船舶の防護は個別の自衛権で可能
- * 武力行使を目的とした多国籍軍への参加…「湾岸戦争、イラク戦争には参加しない」総理発言と矛盾
- * 核開発の平和的解決が日本の方針(施政方針演説)

16

事例12 ミサイル警戒時の米艦防護

【蓋然性の問題】

- * 敵戒態勢にある米軍は、北朝鮮の反撃を予想して自ら防護する

【政策の問題】

- * 日米の役割分担…米軍はハワイ・グアム、自衛隊は在日米軍基地を防衛

14

72年政府見解

- ①我が国は、国際法上、集団的自衛権を保有
- ②憲法9条は武力行使を禁止、一方、13条は「生命・自由・幸福追求権への配慮」→自衛の措置は禁止されず
- ③自衛の措置は無制限ではなく、国の存立と生命・自由・幸福追求権が根底から覆される急迫不正の事態に限定
- ④ゆえに、集団的自衛権は行使できない

17

事例13 米本土が攻撃を受けた際の 周辺海域における米艦防護

【蓋然性の問題】

- * 我が国近隣でかかる能力を有する国は、ロシア・中国・北朝鮮。可能性があるのはどこか？
- * 米本土が大量破壊兵器搭載のミサイルで攻撃されるということは、アメリカの核抑止力の否定

【政策の問題】

- * アメリカの核抑止力が機能しないとすれば、米艦防護の問題ではない

15

閣議決定案のおかしさ

- 「他国への武力攻撃により國の存立・生命・自由・幸福追求権が根底から覆されるおそれ」
- ①我が国への攻撃がないのに、「國の存立・生命・自由・幸福追求権が根底から覆される」ことは、あり得ない
 - ②戦争当事国になることで、攻撃を受ければ「生命・自由・幸福追求」が脅かされる
 - ③憲法前文「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」
- 証明されない
といけない
理解してもらいたい
認めさせたい

18